

名古屋市子ども青少年局と愛知県立大学との発達障害理解促進事業に関する協定書

名古屋市子ども青少年局（以下「甲」という。）と愛知県立大学（以下「乙」という。）は、発達障害の理解推進に関する協力事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が発達障害への理解を推進するため、相互に密接な連携・協力を行うことを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 名古屋市発達障害啓発プロジェクトに関する事項
- (2) その他目的を達成するために双方が必要と認める事項

（窓口）

第3条 前条に掲げる事項を円滑かつ効果的に実施するため、甲乙それぞれに事務担当窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、この協定に基づく連携・協定により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の期間満了の日の2か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、この協定の有効期間は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、新たに決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和6年3月29日

甲 名古屋市子ども青少年局
局長

乙 愛知県立大学
学長

佐藤誠司

久島木原 玲